

定 款

令和4年10月改訂

日本システム技術株式会社

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社は、商号を日本システム技術株式会社と称する。
英文では、Japan System Techniques Co., Ltd. とする。

(目的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1)情報システムに関するコンサルテーション
(2)ソフトウェアの開発及び販売
(3)コンピュータシステムの運営管理
(4)ソフトウェア開発及び各種機器の操作等情報システムに関する要員の派遣
(5)コンピュータ、情報通信機器及び関連周辺機器の販売、保守、賃貸
(6)各種情報の収集、統計、分析及び市場調査
(7)前各号に付帯する一切の業務

(本店)

第 3 条 当会社は、本店を大阪市に置く。

(機関)

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1)取締役会
(2)監査役
(3)監査役会
(4)会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、32,000,000 株とする。

(単元株式数及び単元未満株券の不発行)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1)会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2)会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第 10 条 株式に関する取扱い及び手数料については、法令または本定款のほか取締役会の定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除くほか、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に差し支えあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 14 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 17 条 当会社の取締役は、10 名以内とする。

(選任)

第 18 条 取締役は株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任は累積投票によらない。

(解任方法)

第 19 条 取締役は、株主総会において解任する。

- 2 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(報酬等)

第 22 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に差し支えあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の決議)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 426 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がなく、責任の原因である事実の内容、その取締役の職務執行の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 427 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がなく、責任の原因である事実の内容、その取締役の職務執行の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第 28 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。

(選任)

第 29 条 監査役は株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(補欠監査役の選任に係る決議の効力)

第 31 条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(常勤の監査役)

第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(報酬等)

第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会の招集通知)

第 34 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第 35 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

第 36 条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 426 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がなく、責任の原因である事実の内容、その監査役の職務執行の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- 2 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 427 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がなく、責任の原因である事実の内容、その社外監査役の職務執行の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 37 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 38 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 39 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2 当会社は、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当を行うことができる。

3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第 40 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払いの剰余金の配当には利息を付けない。

(附則)

1. 現行定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第 16 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 16 条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。